

福島県不妊治療支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 不妊治療等については、経済的な負担が大きく、治療が受けられる期間も限られることから、その経済的負担の軽減を図り、適切な時期に必要な治療を受けられる環境を整えることを目的とし、予算の範囲内で助成金を交付する。

(事業の内容及び実施主体)

第2条 体外受精及び顕微授精（以下、「生殖補助医療」という。）のうち、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用及び不妊症検査に要する費用の一部を助成するものとし、事業の実施主体は、福島県とする。

(助成対象者)

第3条 治療費及び検査費の助成対象者については、以下の要件を満たす者とする。ただし、治療費の助成については、生殖補助医療を受けた夫婦（生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者を含む。）であって、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者に限る。

- (1) 治療又は検査を受けた期間及び申請日において、夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が県内の市町村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 治療又は検査期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦（ただし、保険の年齢上限を超過した治療に対する助成の場合を除く）。

(助成対象となる治療及び検査、助成金額、助成回数等)

第4条 助成対象となる治療及び検査、助成金額、助成回数等については別表1のとおりとする。

なお、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成の対象とするが、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は対象としない。具体的には、別添図のAからFのいずれかにあてはまるものを助成対象とし、G及びHは助成の対象としない。

また、「治療期間の初日」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの生殖補助医療の実施の一連の過程をいう。また、別添図のCの治療である場合については、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

- 2 本事業は、保険適用されている不妊治療について、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たし、また、実施される先進医療技術について、先進医療実施医療機関としての届出を行っている医療機関または承認されている医療機関で実施された治療を助成対象とする。

- 3 以下にあげる治療法は助成の対象としない。
 - (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - (2) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
 - (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- 4 生殖補助医療及び不妊症検査に要した費用について、他の自治体等から助成を受けている場合は、本制度の助成対象金額から既に助成を受けた金額を控除する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、原則として、治療又は検査が終了した日の属する年度内に、住所地を管轄する保健福祉事務所または中核市保健所を経由して知事に申請を行う。

- 2 申請には「福島県不妊治療支援事業助成金申請書」(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - (1) 福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書(生殖補助医療の場合は様式第2-1号、不妊症検査の場合は様式第2-2号)
 - (2) (1)の額を確認できる明細書等
 - (3) 夫婦であることを証明する書類
 - (4) 住民票等夫婦の住所を確認できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、必要がないと認めるときは、前項の関係書類の一部を省略させることができる。

(助成の決定)

第6条 当該年度分の助成対象の可否については申請が行われた日を基準とする。

- 2 知事は、第5条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定する。
- 3 知事は、治療又は検査に要した費用に対する助成を行うことを決定したときは、決定通知書を申請者に通知する。
- 4 知事は、審査の結果、助成しないことを決定したときは、不承認決定通知書により申請者に通知する。
- 5 知事は、助成の認定状況について、申請を受け付けた保健福祉事務所に通知する。

(助成金の返還)

第7条 知事は、本要綱に違反した場合、その他不正の行為によって助成金の給付を受けた者については、助成金の全部または一部を返還させることができる。

(助成台帳の整備)

第8条 知事は、助成の状況を明確にするため、申請者の氏名、住所、助成額等を記載した台帳を備え付けるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に開始した治療及び検査から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 旧様式は、当面の間、助成の決定に支障のない範囲において使用することができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の規定により助成決定したもののうち、別表1の4（不妊症検査に対する助成）で認定を受けたものについては、既に助成決定を受けた検査開始日から原則1年以内に受けた検査であり、かつ、令和7年4月1日以降に終了したものについて、1回に限り再度申請を行うことができることとする。

なお、この場合の助成額は5万円を上限とし、検査に要した費用から既に助成決定を受けた金額及び他自治体等から助成を受けた額を控除した金額とする。